

令和8年4月開始

世田谷版 こども誰でも通園制度

利用案内



どんな事業？

保護者の就労等の有無にかかわらず、月一定時間の利用可能枠の中で、保育園や幼稚園などを利用できる制度です。

世田谷区では、保育園等に通っていないお子さんを保育園等で一定期間、定期的に預かりし、友だちや保育士との関わりの中でお子さんの健やかな成長を促すとともに、保護者の方の孤立感や育児不安の軽減を図ります。

利用対象は？

認可保育園、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設のいずれの保育施設にも在籍していない、

生後6か月～2歳児クラス年齢

(3歳の誕生日を迎えた年度末)のお子さん

預けられる時間は？（世田谷区民の場合）

最大月48時間の範囲での定期的な利用
(国制度10時間+区上乗せ枠38時間)

※3歳の誕生日の前日以降は、区上乗せ枠のみ
※区外の施設を利用する場合、国制度（月10時間）のみ

一時預かりとの違いって？

一時預かり事業が、「保護者の立場からの保育の必要性」に対応するものであるのに対し、こども誰でも通園制度は、家庭では得られない経験を通じて、お子さんの育ちを応援することが主な目的です。

預ける理由がなくても利用できるため、ほっとできたり、育児に関する負担感の軽減につながります。

料金は？（世田谷区民の場合）

◆区内的施設を利用した場合

無償（世田谷区が負担）

◆区外の施設を利用した場合

各施設や自治体の規定料金による

※いずれも、おむつ代等の実費がかかる場合あり

実施施設と対象年齢・利用期間

対象年齢と利用期間は、施設種別により異なります。

実施施設の一覧は、区ホームページに順次掲載します♪



利用までの流れ

認定申請



初回面談の申込



面談・契約

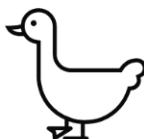


利用

区ホームページから、利用認定の受付フォームにアクセスし、申請してください。資格を審査した後、「アカウント発行のお知らせ」メールが届きます。メールに記載の手順のとおり、システムにログインしてください。

4月から利用を希望される場合は、認定申請が混み合うため、**2月中に申請してください！**

システムで希望の施設を検索し、初回面談（定期的な利用）を申込んでください。**令和8年4月の利用申込は、3月5日より順次受付を開始します。**それ以降は施設種別により異なるため、詳しくは区ホームページをご覧ください。



施設より申込状況や、初回面談の日程調整の連絡があります。お子さん同席で、施設にて面談を受けてください。その後、利用する曜日や時間帯を施設と相談の上、契約します。

利用者端末のカメラアプリで施設が提示する2次元コードを読み取り、システムで登降園の登録をしてください。

当事業は既存の保育園等の空き定員や空きスペース等を活用して実施するため、利用枠には限りがあります。年度途中で当事業の受入枠がなくなった場合や、利用希望者が多い場合には、利用に至らない場合がありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

◆制度全般に関するこ

保育課（保育計画・再整備）

03-5432-2448

◆認定に関するこ

世田谷区幼保補助金事務センター

03-6453-4990

◆実施施設に関するこ

私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業

=保育課（保育育成支援） 03-5432-2320

認証保育所=保育認定・調整課

03-5432-2324

私立幼稚園=子ども・若者支援課

03-5432-2066

▼区HPはこちら



ページID : 29576